

ID: 105

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	退去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市斎場条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第103号		
【根拠条文】 (使用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、斎場の使用を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) その他管理上支障があるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日